

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開 催 日 時	令和4年10月11日 9時55分～11時14分		
開 催 場 所	香川労働局 第1会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議 事 要 旨	<p>1 金額審議について</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 993円(+23円引上げ)</p> <p>根拠：厚生労働省発表の「令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」において、機械の賃上げ率が2.31%であることから、現行最賃額970円に2.31%を乗じ、円未満を切り捨てて23円。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 995円(+25円引上げ)</p> <p>根拠：1回目の根拠で示した金額に上乗せした。公益案に委ねたい。</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 1,004円(+34円引上げ)</p> <p>根拠：地賃の引上げ率3.54%×970円=34.33円、端数を切り捨てて34円。政府が目指している時間額1,000円越を特定最低賃金で目指したい。公益案に委ねたい。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+30円 時間額1,000円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		